

2015 June No.509

contents

- ▶開園したよ！小竹こども園 2
- ▶税の公平性 4
- ▶みんなのひろば／点描 6
- ▶役場からのお知らせ 8
- ▶読書の森 12
- ▶健康情報 13
- ▶暮らしの情報 14

6月号



開園したよ！

小竹こども園



小竹こども園 わくわくルームの5歳児と、りんごルームの1・2歳児のみんな



■問い合わせ…小竹こども園 ☎2・0187／2・3855

4月1日から、旧小竹町立保育所と旧小竹町立幼稚園が一緒になり、「小竹こども園」が開園しました。

小竹こども園では、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づいた「教育・保育計画」を作成し、0歳児から小学校に就学するまでの子どもの発達を一体的に捉え、教育・保育を行います。

「教育・保育」とは、小学校の先取りをして何かを教えたり、子どもの興味関心を無視して一斉に知識だけを詰め込むことではありません。遊びを通して、自ら考えたり工夫したりする体験が必要です。就学前にしっかりと根を張って、いずれ大きな木になるような力を育てるために、「教育・保育計画」を実践していきたいと考えています。



《小竹こども園の一日の流れ》

りんごルーム		わくわくルーム	
0～2歳児(3号認定児)		3～5歳児(2号認定児)	3～5歳児(1号認定児)
7:00 --- 登園開始	りんごルームで早朝保育	必要に応じて一時預かり保育	
8:30 ---	各保育室に移動	わくわくルームに移動	登園開始
9:00 ---	・おやつ ・保育時間 (年齢に応じた保育)	・保育室や戸外で遊ぶ ・教育・保育時間(年齢に応じた教育・保育)	
11:30 ---	給食	給食	
12:00 ---	お昼寝	保育室や戸外で遊ぶ	
12:30 ---		お昼寝、休息	降園準備
13:30 ---			バスや徒歩で降園
14:00 ---			必要に応じて一時預かり保育
15:00 ---	・起床 ・おやつ ・身支度 ・保育室や戸外で遊ぶ		
16:30 ---	順次降園		
17:00 ---	居残り保育室に移動	りんごルーム居残り保育室に移動	
17:15 ---	・りんごルームで居残り保育		
18:00 ---	延長保育		
19:00 ---	閉園		

子育て支援センター「たけのこ」

子育て支援センター「たけのこ」は、小竹こども園りんごルーム（旧小竹保育所）内に設置しています。

0歳児から就学児までの乳幼児とその保護者を対象に、安心して気軽に過ごせるふれあい空間です。子育てに関する情報提供や悩み相談も受け付けています。



■問い合わせ…子育て支援センター（小竹こども園内） ☎2・0187

ぜひ、子育て支援センター「たけのこ」へお越しください！



★年間行事予定★

6月20日(土) 10時～11時	土曜パパ応援隊 ママがリラックスタイム中は、パパ(誰でも可)といっぱい遊びましょうね！
7月8日(水) 10時～11時	ベビーマッサージ(※要予約) バスタオル2枚をご持参ください。
8月5日(水) 12時～14時	ベストフォトショット大会 当日撮った写真の中から大賞を決めます。
9月30日(水) 10時～11時10分	子育て講演会(講師:林田スマ氏) どなたでもお気軽にご参加ください！
10月22日(木) 10時～12時	みそ作り体験(※要予約 ※材料代1kg650円) コアラ教室メンバーと一緒にいきます。
12月9日(水) 10時～12時	もったいないバザール サイズの合わなくなった洋服や靴、おもちゃや、マタニティ用品を集めて開催します。おうちにある品を支援センターに持参ください。随時受け付けています。ただし、シミや破れのある品はご遠慮ください。
2月10日(水) 10時～11時	第1回赤ちゃん同窓会 2014年4月から2015年3月までに生まれたお子様とお母さんの同窓会です。
3月8日(火) 11時～13時	大人のためのおはなし会 小竹町中央公民館で行われるおやそだちサロンに支援センター枠で参加予定です。

もっと知りたい！小竹こども園



教育・保育時間

★1号認定児(旧幼稚園利用児)

9時から14時まで(教育標準時間)

★2・3号認定児(旧保育所利用児)

保育短時間利用児

…8時30分から16時30分まで

保育標準時間児

…勤務時間等に応じた時間帯でお預かり

・早朝保育 ▶7時から8時30分まで

・居残り保育▶16時30分から18時まで

・延長保育 ▶18時から19時まで



一時預かり保育(1号認定児)

保護者の就労形態の多様化、育児疲れ解消、急病や入院等に伴う一時的な保育など需要に応じた保育サービスを提供します。

▶教育標準時間終了から17時までの3時間

▶週3日以内、月に14日以内

▶1時間200円



休日

★1号認定児

…土日・祝日、長期休業日(春・夏・冬)

★2・3号認定児

…日曜・祝日、年末年始の休日



おもな年間行事

4月 …入園式・始業式、クラス懇談会

5月 …家庭訪問、親子バスハイク(1・2号認定児)

6月 …給食参観、食育講演会

7月 …終業式

10月 …運動会

11月 …健康診断(年長)

12月 …生活発表会、終業式

1月 …始業式

2月 …小学校体験入学(年長)、保育参観

3月 …おわかれ会、卒園式、修了式



4月22日「新しい友達を迎える会」の様子

税の公平性

小竹町における
滞納対策についてお話しします。

問い合わせ 税務住民課収納係 ☎ 2・1216



●税金は町の大切な財源

町民の皆さんが納める町の税金は、教育や福祉など、さまざまな行政サービスを行うための大切な財源です。

税金の滞納は、町の財政を圧迫し、皆さんが安心して暮らせるためのまちづくりに支障をきたすことになります。

また、滞納を許してしまうと、納期限内に納付している皆さんに対して不公平になります。

このため、本町では、税收確保のため、税金の滞納者に対して、財産の差押えなどの滞納処分を積極的に行っています。

●税金を滞納すると…

納期限までに税金を納めなかった場合、年九・一％の割合で延滞金が発生します。

滞納者に対しては、まず督促状を発送します。督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しなかった場合、地方税法に「滞納者の財産を差し押さえないければならない」と規定されています。

本町では、滞納者のすべての財産を調査（預貯金、勤務先への給与照会、生命保険、自動車、土地や建物など）し、差し押さえて延滞金等を含めた滞納税額を強制的に徴収します。

●滞納をなくすための取り組み

本町では、国税徴収法に基づき、徴税吏員が滞納者宅に強制的に踏み込み、差し押さえるべき財産を探す「搜索」を行っています。搜索により差し押さえた財産が家電製品や物品、自動車の場合は、公売会などで売却し、税に充てることとなります。現金を発見した場合も、差押えの対象となります。

収入や財産があるのに税金を納めない滞納者には、毅然とした態度で財産の差押えなどの滞納処分を行います。

●事情のある人は必ず納税相談を

病気、失業、事業の廃止や経営困難など、やむを得ない事情で納期限内に納めることができない人は、税務住民課収納係にお越しください。収入状況等を聴き取った上で、分割納付計画を立てます。

ただし、滞納となった時点で財産調査は実施します。分割納付は、やむを得ない事情により税金を納期限までに納めることができないことが前提ですので、調査により、財産を発見したり、給与収入を確認するなどして、税金を納めることができることが明らかになった場合は、差押えなどの滞納処分の対象となります。

税金の滞納Q & A

Q 納め忘れて納期限が過ぎてしまいました。このまま放置しているとどうなりますか。

A 納期限を1日でも過ぎると滞納となりますので、納期限の翌日から延滞金が増加されます。また、納期限後に督促状を送付します(督促手数料が増加されます)。その後も納めなければ、財産(預貯金、給与、生命保険、自動車、土地や建物など)の差押えを行い、強制的に税金に充てます。

Q 納税相談または税金を納めに行きたいのですが、忙しくて役場へ行けません。

A 役場では、毎週木曜日、午後7時まで夜間窓口を開いています。また、忙しくて金融機関等で税金を納めることができない人は、口座振替のご利用をお勧めします。

Q 借金があって税金を納めることができません。

A 税金は、全ての債権に優先することが地方税法に定められており、借金より税金が優先されます。したがって、借金より税金の方が優先されることになります。

Q 延滞金は、どのくらいの割合で計算されるのですか。

A 延滞金は、地方税法の規定に基づき、基本的に年9.1%の割合(平成27年6月1日現在)で計算されます。滞納した税金が1万円の場合、1日当たり約2.5円の延滞金が発生します。

Q 差し押さえる前に、一言連絡はないのですか。

A 地方税法では、納期限が過ぎた後、督促状を送付した日から10日を経過した日までに完納しない場合は、財産の差押えをしなければいけないこととなっています。差押えを行うに当たっては、事前に本人に連絡する必要はありません。

Q 預金や勤務先を調べる権利はあるのですか。個人の財産調査はプライバシーの侵害ではないのですか。

A 税金を滞納すると、国税徴収法に基づき、滞納者のすべての財産に対する調査権限が発生します。この権限によって、調査を受ける勤務先や金融機関などの関係機関は、調査に協力しなければなりません。これらの財産調査は、個人情報保護法に抵触せず、プライバシーの侵害に当たりません。



県税事務所と連携し、収納業務を強化

5月15日、福岡県飯塚・直方県税事務所筑豊地区特別対策班の職員4名に小竹町の職員として併任する辞令を交付しました。

この制度は、平成21年度から実施しており、県税事務所と共同で滞納処分業務に従事し、本町の滞納の解消を図ることを目的としています。

本町では、前年度に引き続き、納期限内に納付されたかたとの税の公平性を図るため、徴収業務を強化し、滞納解消に努めていきます。

●税金の納付は 口座振替で

納付については、自動的に指定の口座から引き落とされる口座振替が便利です。納期ごとに金融機関で納める手間が省け、うっかり忘れる事ありません。ぜひ、ご利用ください。手続きは、小竹町指定金融機関(福岡銀行、西日本シティ銀行、福岡ひびき信用金庫、飯塚信用金庫、直鞍農協、ゆうちょ銀行)または役場窓口で行えますので、通帳、通帳届出印、納税通知書を持参してください。

●ご注意ください

軽自動車税を車検前にしか
納付しない人

税金は、納期限までに納付することになっています。軽自動車税を車検前に一括して納付するつもりであっても、滞納中は、財産調査(預貯金、給与、生命保険、自動車、不動産など)を行い、財産を発見した場合は、差押えを行います。軽自動車も財産ですので、滞納している場合、軽自動車を差し押さえて公売し、滞納税に充てることになります。



▼購入してくれたお客さまには、その方への
メッセージを詩にしてプレゼント



▼息子・希望さんの手を握って、一緒に書いた作品



◎25年間の「魂の詩」カレンダー 作りにピリオド、田川市で 「ありがとう感謝展」 ～上田薫枝さん(峰畑区)～

上田薫枝さん(峰畑区)は、障害を持つ息子の育児で感じた愛情や周囲への感謝の思いを25年間「魂の詩」カレンダーにつづってきました。高齢や息子さんの体調を理由に、今年でカレンダー作りにピリオドを打ち、4月21日から26日まで田川市で作品展を開きました。

上田さんは、作成したカレンダーを毎年全国の障害者施設に寄付。施設はその売り上げを運営に役立てているそうです。「多くの方のおかげで続けることができました。決断に対して、残念だという声をたくさんいただき感謝の気持ちでいっぱいです。」と上田さん。カレンダーのほかに詩画集なども作成しており、「今後もいろんな活動を続けていきます。」と話しました。

作品の一部は、7月頃まで小竹郵便局に展示されています。ぜひご覧ください。



写真と記事の提供▶中央区自治会長 國房幸一さん

◎球技大会をしました！～中央区～

5月10日、中央区恒例の球技大会(フロアカーリング)を児童体育館にて開催しました。区住民、老若男女約80名が参加し、中央区全6組での総当たり戦を行いました。

試合結果は次のとおりでした。

試合後は、区公民館で懇親会を行い、参加者全員和気あいあいと親睦を図りました。

1位	2組
2位	3組
3位	4組
4位	1-2組
5位	5組
6位	1-1組

◎違法駐車はやめましょう

団地内道路における違法駐車を一掃し、火災等の災害発生時の消火・救急搬送活動の円滑を図る目的で、5月14日、本町区で違法駐車追放・防火防災広報啓発キャンペーンが行われました。今回は、直方警察署主催により、自治会と小竹町、直轄消防本部、直方地区交通安全協会、直方地区地域交通安全活動推進委員が協力して指導・警告活動を行い、実際に団地内に消防車を通行させながら、路上駐車危険性・迷惑性を確認しました。





◎人権の花「ひまわり」の種を植えたよ

福岡法務局直方支局および人権擁護委員協議会主催のもと、毎年町内の小学校で行っている人権の花運動。人権の花「ひまわり」を種から育てることで、子どもたちに仲間との協力や感謝することの大切さ、そして思いやりの心を理解してもらうことがねらいです。今年は、北小3年生の児童(10名)がひまわりを育てます。5月12日、人権擁護委員さんから人権の花「ひまわり」の意味を教してもらい、その後雨のため室内で種を植えました。これから大切に育て、夏には大きな花を咲かせてくれることでしょう。

◎子育てについて気軽に話せる場に

4月23日、月に1回児童館で開催されるコアラ教室が開講しました。コアラ教室は、6か月から満4歳までの乳幼児をもつ保護者さん同士の交流の場として開講され、今年で20年目を迎えました。立ち上げ以来関わり続けてきた運営委員会会長の永津真由美さんは、「なかなか外出しにくい小さい子をもつお母さん・お父さんが外部と関わりを持ち、気軽に話せる場であってほしいと思います。私自身もこの教室のOGであり、こうして次の世代に引き継がれていくのをうれしく思います」と話しました。



点 描

町 長 コ ラ ム



入梅も間近に迫る6月を迎えた。自然災害の発生を防ぐことはできないが、被害を最小にとどめ、住民の生命を守ることに心血を注ぎ、全力を尽くすことが私ども行政に託されている。ネパールで起きた大地震は発生から1か月が過ぎた。救助や支援活動は大幅に遅れ、いまだ被害の全容はつかめず、その背景には政治的混乱があると報じられている。一方、箱根で百回を超える火山性地震が相次ぎ起きている。地球温暖化も重なり、今や天変地異はいつでもどこでも。『今は、テレビの担当者が屋外から寒暖を伝え、服装指南までしてくれている。『厚手の上着を』『半袖でも大丈夫』。ありがたいが、頼りすぎても人間の天気感覚が退化しないかが心配になる(「天声人語」から抜粋)。山にかかる雲で晴雨を読むなど自然の身近な「気象台」が懐かしさを感じる。町の自主防災組織も年々深まりを見せている。困ったときはお互いさま」という日常的な地域のつながり、ご近所づきあいを深め、普段から「災害の時は頼むね」という関係があれば災害が起きたときはすぐに地域の人たちが集まり活動に入れる。防災に「安全神話」はない。自然の荒々しさに対して謙虚でなければならない。

小竹町長

松尾 勝徳

小竹筍句会

わかば かげゆふ じんりきしや
若葉風由布を巡りし人力車
ろうしやう
老樟の負けじと貴船若葉炎ゆ
のぼけ
野仏の背をくすぐる若葉風
すこやかに生きて五月の四連休
もんふた
門二つくり旧家の楠若葉

阿部天風 選
門田 睦子
豊崎 民恵
時川寿美子
小嶋 亮子
尾上 礼子

小竹同人句会

やきにく まごこつて たんて
焼肉に孫子集ひぬ端午の日
しうぶ えんにんじやむら であひ
菖蒲園忍者村あり出逢あり
ろうそく
老鶯や声を限りの豊前坊
はやされて婚の荷の来る麦の秋

阿部天風 選
原賀 静子
松尾 治子
安藤つき子
選者 吟



お知らせします。2つの給付金(平成27年度)

問い合わせ▶福祉課子育て支援係 ☎2・1219

■ 臨時福祉給付金

消費税率の引き上げに際し、所得の低い人への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

◆支給額

1人につき6,000円

◆対象者

住民税が課税されていない人…(1)

※対象外の人

- ・課税されている人に生活の面倒を見てもらっている人(扶養されている人)
- ・生活保護の受給者 など

**「臨時福祉給付金」の申請受付は、
8月3日(月)からです。
受付開始まで、今しばらくお待ちください。
詳しくは7月号に掲載します。**

■ 子育て世帯臨時特例給付金

消費税率の引き上げの影響等を踏まえて、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施します。

◆支給額

1人につき3,000円

◆対象者

中学生以下の児童がいる子育て世帯…(2)

(1)(2)どちらにも該当する人は、両方とも受給可能です。

詳しくは下記をご参照ください。



平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する人は、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の2つの給付金を両方とも受け取ることができます。

その場合、両方の給付金について、それぞれ申請が必要になります。

「子育て世帯臨時特例給付金」の申請受付を開始します！

◆申請期間

6月1日(月)から12月1日(火)まで

◆支給対象者

平成27年6月分の児童手当を受給する人

※ただし、特例給付(児童手当の所得制限額以上の人に児童一人当たり月額5,000円を支給しているもの)を受給する人は、対象となりません。

◆対象児童

平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

◆支給額

対象児童1人につき3,000円

◆申請先

小竹町役場 福祉課 子育て支援係
(5月31日時点で住民票のある
市区町村への申請になります。)



1	申請書を入手	支給対象者となる可能性がある人に6月上旬までに申請書を郵送します。公務員の方は、所属先から配布されます。
2	添付書類を準備	①印かん ②申請者の本人確認書類(免許証等)写し ③申請者名義の振込先通帳の写し(児童手当振込口座に振込希望の場合は不要です。)
3	申請書の提出	役場福祉課⑨番窓口に提出してください。
4	給付金の受け取り	支給要件を満たした人は、申請書に記載した指定口座に入金されます。(決定通知書にて振り込みのお知らせをします。振り込みまでは2~4か月かかる見込みです。)



6月は、児童手当の現況届の提出をお忘れなく！

問い合わせ▶福祉課子育て支援係 ☎2・1219

お早めに手続きをお願いします！

児童手当制度は、児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定および、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。中学生修了時までの児童を養育監護している人に対して支給されます。

◆現況届について

現況届とは、児童手当（特例給付）を引き続き支給する要件があるかどうかを確認するためのものです。現況届に平成27年6月1日の状況を記入の上、押印し、期間内に提出してください。現況届の用紙は、6月上旬までにご自宅に郵送します。

※提出がない場合は、6月分以降の児童手当が受けられなくなりますので、必ず提出期間内に提出してください。

◆提出期間

平成27年6月30日（火）まで（期限厳守）

◆添付書類について

- ①印かん
- ②受給者（父または母等）の保険証
- ③（平成27年1月1日に小竹町内に住所がなかった場合）
- ▽前住所地の市町村発行の平成27年度児童手当用所得証明書
- ④（受給者と児童の住所が異なる場合）
- ▽児童が属する世帯全員の住民票（本籍統柄記載）
- ▽別居監護申立書
- ⑤その他、個々の状況により必要な書類がある場合があります。

◆問い合わせ・提出先

役場福祉課子育て支援係
（9番窓口）
☎2・1219



大雨・洪水への備えを！

問い合わせ▶遠賀川河川事務所
☎0949・22・1830

これから、梅雨や台風の時期を迎えます。大雨による被害を未然に防ぐため、自主的な避難情報の収集が必要となります。

テレビやインターネット・携帯電話で、雨の状況や、遠賀川の水位などの情報を把握することができるサイトをご紹介しますので、自主的な避難情報の収集に広く活用してください。

●テレビで水位をチェック！

地上デジタル放送より水位情報を入手できます。番組をNHKに合わせ、リモコンの「dボタン」を押すだけで、お近くの水位情報を得ることができます。

●携帯やパソコンで水位・雨量をチェック！

- ・河川情報アラームメール(kasenalarm-entry@qsr.mlit.go.jp)
九州地方の雨量と水位が基準値に達すれば、携帯メールでお知らせしてくれます。
- ・遠賀川防災情報(<http://www.qsr.mlit.go.jp/onga/mobile/>)
- ・遠賀川河川事務所ホームページ(<http://www.qsr.mlit.go.jp/onga/>)



小竹町玉入れ選手権参加者募集

地域や職場のチームで参加してみませんか！

問い合わせ▶教育課社会教育係 ☎2・0452

ニュースポーツのアジャタ（玉入れ）は、合計百個の玉をバスケットに入れるまでの時間を競うタイムトライアルスポーツです。

【日時】7月5日（日）9時集合

【場所】小竹町民体育館

【参加資格】町内在住・在勤者および町内スポーツクラブ関係者で、元気な小学生以上の人

【チーム構成】出場選手は1チーム6名（8名まで登録可）



- 上位3チームに表彰および賞品を贈呈します！
- 【申込締切】6月19日（金）17時まで
- 【申込方法】小竹町中央公民館に電話で申し込み（☎2・0452）
- 【代表者会議】6月30日（火）19時から



平成27年度 介護予防教室のご案内

問い合わせ▶福祉課高齢者福祉係 ☎2・1219

小竹町では、65歳から85歳までの、介護保険を利用するほどではないものの、少しずつ生活機能が低下してきている人を対象に、介護予防教室を次の3つの内容で実施します。

- ★運動器の機能向上
- ★栄養改善
- ★口腔機能の向上

健康寿命を延ばすため、この機会に教室へ参加してみませんか！

【開催日】毎週水曜日と月1回程度の土曜日(全15回)
※初回は8月19日(水)予定

【教室時間】13時から14時30分まで
【申込期間】6月19日(金)まで
※定員になり次第締切
【定員】20名
【参加料】無料
【委託事業所】医療法人社団親和会 介護老人保健施設きんもくせい
※申込後、教室参加可否のため、職員が自宅訪問にて聞き取りを行います。
※送迎有り(希望者はその旨をお伝えください。)
【申込先】福祉課高齢者福祉係 ☎2・1219



今月の納税

税金は納期限までに納めましょう

問い合わせ▶税務住民課収納係 ☎2・1216

集合税 一町県民税・固定資産税・国民健康保険税

第1期納期限 6月30日(火)

【口座振替日 6月25日(木)】

▼税の公平性
納付期限内に税金を納めた人との税の公平性を保つため、納期限が過ぎた後も納付がない場合、督促状を送ります。督促後、完納されないときは差押え等の処分の対象になりますので、納期限までの納付をお願いします。

▼口座振替による納税について
振替日は毎月25日

(振替日が休日の場合は翌営業日、12月と2月は22日)です。自動的に指定の口座から税金が引き落とされるので、納め忘れの心配がありません。手続きは、町指定金融機関(福岡銀行、西日本シティ銀行、福岡ひびき信用金庫、飯塚信用金庫、直鞍農協、ゆうちょ銀行)または税務住民課で行えます。



年金は、保険料の納付月数によって、もらえない場合があるって本当？

問い合わせ▶健康増進課保険年金係 ☎2・1224

①老齢基礎年金(65歳から受給できる年金)

保険料を納めた期間、保険料を免除された期間、任意未加入期間を合算して25年(300月)以上あること。

②障害基礎年金(20歳以降に初診日がある場合のみ)

初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。

もしくは、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

③遺族基礎年金

亡くなった日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。または、亡くなった日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

※18歳未満の子または20歳未満の障害基礎年金1級から2級程度の障害を持つ子を扶養している妻と子もしくは子だけに支給されます。

年金の受給権の有無は、保険料の納付月数・免除月数により決まるため、保険料を未納にすると年金を受給できない場合があります。

老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるための必要な期間は左記のとおりです。

※障害基礎年金については、初診日、遺族基礎年金については死亡日以降に、受給権をみる期間中の保険料を払っても、納付とみなされません。保険料は納期までに納めましょう。納付が困難な場合は、保険料の免除制度をご利用ください。



国民健康保険からのお知らせ

問い合わせ▶健康増進課保険年金係 ☎2・1224

国民健康保険被保険者証の切り替えは、お済みですか？



平成27年4月から使える国民健康保険被保険者証の色はもも色(有効期限は平成28年3月31日)です。

また、被保険者証は、「カード型」で、被保険者一人ひとりに発行されます。

現在お持ちの被保険者証を確認していただき、まだ切り替えがお済みでないときは、健康増進課保険年金係の窓口(⑧番)にお越しください。

ただし、前年度以前の国民健康保険税に未納がある場合は、一年分の被保険者証の交付はできませんのでご注意ください。

国民健康保険への加入の手続きは14日以内に

職場の健康保険(健康保険組合や共済組合など)に加入している人、後期高齢者医療制度に加入している人および生活保護を受けている人を除くすべての人が国民健康保険に加入します。

退職により職場で加入していた健康保険をやめたときや職場の健康保険の被扶養者から外れたときは、事業所が発行する資格喪失証明書を持参の上、14日以内に加入の手続きを行ってください。

職場の健康保険に加入したときは、喪失の手続きを忘れずに

国民健康保険に加入している人が就職等により職場の健康保険(健康保険組合や共済組合など)に加入したときは、国民健康保険の喪失手続きが必要です。新しくできた被保険者証を持参の上、保険年金係窓口(⑧番)で喪失の手続きを行ってください。



小竹町ふるさと応援寄附推進事業に参加しませんか！

問い合わせ▶税務住民課税務係 ☎2・1217

小竹町ふるさと応援寄附推進事業
町内協力企業を募集します！

現在、小竹町ふるさと応援寄附(ふるさと納税)をしていただいた人にお礼の気持ちとしてミッションバレーゴルフ場の割引券や小竹町産のお米、自然薯^{じねんじょ}などの返礼品をお渡ししています。

さらに多くの返礼品を用意して、小竹町の魅力を発信し、特産品やサービスをPRし、小竹町ふるさと応援寄附を募りたいと考えています。

●町内協力企業とは…

- ①小竹町内に本店または主たる事業拠点を有する企業等
- ②小竹町内に工場等を有し、当該工場等で生産した商品やサービスを提供する企業等
- ③その他町長が認めるもの

※法人、個人は問いません。 ※ 返礼品は小竹町が購入します。

ふるさと応援寄附推進事業にご協力いただける企業・個人等は、お気軽にお問い合わせください！

もっともっと小竹町の魅力を発信しませんか！
ご応募お待ちしております！



窓から逃げた100歳老人

ヨナス・ヨナサン／著 柳瀬尚紀／訳
西村書店



アラン・カールソンは老人ホームの窓から室内履きのまま逃げ出した。ラウンジでは市長を招いて100歳の誕生日パーティーが催されることになっていた。駅の待合室で若者のスーツケースを持ち、バスに乗って逃亡。アランはあろうことかギャング団の大金を奪ったのだ。20世紀の世界史が交差するアドベンチャーコメディ！

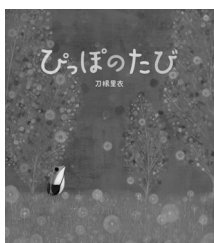


読書の森

図書室にある本を紹介しています。

ぴっぽのたび

刀根里衣／作・絵
NHK出版



いつもひとりぼっちのカエルのぴっぽ。さびしくてねむれない夜はひつじを数えています。その夜もひつじを数えていると、ゆめのなかをたびすることができるといふ小さなひつじに出会いました。

ボローニャ児童書ブックフェア“国際イラストレーション賞”受賞作品です。

ニンジャさるとびすけ

みやにし たつや／作・絵
ほるぷ出版



ニンジャのおかしら、「さるとびすけ」のこども「さるとびすけ」は、いいちゃん「さるとびすけ」のように、すごいニンジャになるために、いっぱいべんきょうをして、いっぱいあそんで。わからないことは、ちゃんまげのとてもステキなおとのさまに、おしえてもらって、すごいニンジャをめざしているよ。

木場克巳が教える おなかやせ体幹ダイエット30DAYS

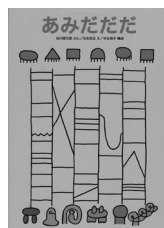
木場克巳／体幹プロデューサー 八反安未果／モデル
主婦の友社



無駄な脂肪を燃焼させるKOBATOレ。「体幹」の基本知識Q&Aから、正しい歩き方。マッサージの仕方やストレッチを学び、体幹トレーニングを写真を見ながら習得できます。

あみだだだ

谷川俊太郎／ぶん 元永定正／え 中辻悦子／構成
福音館書店



あみだくじ せんをたどって どこへいく？みぎのぼって ひだり。ガタガタ。くるくるくる。いろんなせん。画家、元永定正さんが残した作品に、絵本作りで親交のあった詩人、谷川俊太郎が「ことば」を付けた作品です。

★大人のおはなし会★

～子どもの頃のあなたへ…
大人になったあなたへ…

本年度、中央公民館では、新しく「大人のおはなし会」を年3回開催します！

第1回目は「出会い」をテーマに、おはなしと音楽で癒やしのひとときをお届けします。

- 日時 6月26日(金)
- 時間 11時から12時まで
- 場所 小竹町中央公民館第1研修室

子どもたちに絵本の楽しさを伝えています

★平成27年度のスケジュール★

みて！きいて！
おたのしみおはなし会



平成27年 8月1日(土)	11:00
平成27年 12月12日(土)	～12:00
平成28年 3月13日(日)	13:00 ～14:00



開館時間

▶8:30～17:15

問い合わせ

▶中央公民館

☎2・0452

今月の健康行事

- ▶小竹町立病院で火曜日に各種予防接種を実施しています。都合により実施していない場合もありますので、詳しくは小竹町立病院へお問い合わせください。
- ※ 要予約・・・小竹町立病院 ☎2・0282
- ▶内容によっては事前に予約が必要なものや対象者が限られる場合がありますので、保健センターに問い合わせください。
- ▶ウォーキング教室は、上靴、水筒、タオルを持参してください。
- ▶転倒予防教室は、バスでの送迎をいたしますので、送迎を希望する人は事前に申し込みをしてください。

問い合わせ…保健センター ☎2・1864

6月

- 17日(水)：ウォーキング教室
10時～12時
町民体育館
- 18日(木)：すくすく教室(離乳食教室)
13時15分～13時30分
保健センター
- 19日(金)：医師による高血圧予防教室
13時～15時
保健センター
- 21日(日)：特定健診・基本健診・各種がん検診
8時30分～10時
保健センター
- 23日(火)：1歳6か月児健診
13時15分～13時45分
保健センター
- 24日(水)：ウォーキング教室
10時～12時
町民体育館
- 25日(木)：特定健診・基本健診・各種がん検診
8時30分～10時
七福コミュニティセンター
- 26日(金)：特定健診・基本健診・各種がん検診
8時30分～10時
新多コミュニティセンター

7月

- 6日(月)：転倒予防教室
13時～15時
中央公民館
- 10日(金)：ウォーキング教室
10時～12時
町民体育館
- 14日(火)：乳児健診
13時15分～13時45分
保健センター
- 15日(水)：ウォーキング教室
10時～12時
町民体育館

気をつけたい

食中毒

食中毒は、一年を通じていつでも発生しますが、高温多湿となる夏場に集中し発生する傾向があります。

食中毒は食品が腐っているかどうかではなく、食中毒を引き起こす細菌やウイルスがいるかどうかが問題で、見た目や匂いでは食中毒を判断することはできません。

スーパーで買い物をする時から衛生管理が始まっています。魚や肉などの生鮮食品は買った後寄り道をせず、帰宅後すぐに冷蔵庫に入れましょう。菌の繁殖を防ぐためには、冷蔵庫の中身は7割程度までにしましょう。また、冷蔵庫は一般的には下のほうが冷えるので、魚や肉は下のほう、あるいはチルド室に入れます。汁などがこぼれて下の食材に付かないようにするためにも下の段がお勧めです。

余った煮物などを一晩おいておくとは危険な状態になります。作った後は小分けし、冷蔵庫で保存するようにしましょう。食べる時は、よく混ぜながらしっかりと加熱しましょう。

基本的な食中毒予防三原則

- 一、菌をつけない
調理、食事前には必ず手を洗いましょう。
- 一、菌を増やさない
調理器具はこまめに洗い、消毒、乾燥しましょう。
- 一、菌を殺す
食品は十分に加熱しましょう。

毎日の生活の中で予防を心がけ、「もしかして食中毒かもしれない」と思ったら、すぐに医師の診断を受けましょう。

☆特定健診を受けましょう☆

健診日	健診予約締切日	場 所	受付時間	健診(検診)内容
7月23日(木)	6月30日(火)	総合福祉センター(社協)	8時30分から10時まで	特定健康診査 基本健康診査 各種がん検診
7月24日(金)		保健センター		

- ▶健診予約締切日までに、小竹町保健センターへお電話で予約をしてください。(保健センター ☎2・1864)
- ▶小竹町国民健康保険以外に加入している40歳から74歳までの人は、加入している医療保険者によって受診方法や費用が異なりますので、詳しくは各医療保険者にお尋ねください。
- ▶健康診査、各種がん検診について、詳しくは平成27年度小竹町健康づくりカレンダーをご参照ください。

相談

子どもに関する人権問題の相談電話を設置します。
相談電話番号
☎0120・007・110



小竹町社会福祉協議会 無料法律相談

【日時】6月12日(金) 8時30分から13時まで受付、13時開始
【場所】小竹町総合福祉センター
【問い合わせ】小竹町社会福祉協議会 ☎2・2028

補聴器交付(修理) 巡回相談

【日時】6月18日(木) 10時から11時まで
【場所】小竹町総合福祉センター図書室(二階)

【持参するもの】身体障害者手帳、印かん、補聴器
●交付(修理)を受けた場合は、世帯の負担能力に応じて費用が必要です。

【問い合わせ】福祉課 一般福祉係 ☎2・1219

6月22日から6月28日まで 子どもの人権110番 強化週間

6月22日(月)から6月28日(日)までの一週間「子どもの人権110番強化週間」として、「いじめ」や体罰、不登校や子どもの虐待など

鞍手地区就学相談を 実施します

鞍手地区就学相談委員会では、特別支援学校や特別支援学級などでの教育をうけるかどうか考えている保護者を対象に、次のとおり就学相談を行います。

【日時】▼9月2日(水)、9月3日(木)、9月8日(火)▼9時から17時まで※事前申込が必要です。

【場所】小竹町中央公民館

【相談料】無料

●お気軽にご相談ください。

【申込締切】6月12日(金)

【問い合わせ】教育課学校教育係 ☎2・1961

日曜街かど労働相談会

【日時】6月28日(日) 10時から18時まで
【場所】イオン穂波店1階

小竹町ふれあい商品券(30%プレミアム付き) 7月11日(土)から発売!!

一般商品券	1冊10,000円 (500円券×26枚=13,000円) 4,000冊限定 18歳以上の人、1人10万円まで
リフォーム券	1冊10,000円 (1,000円券×13枚=13,000円) 1,000冊限定 町内在住で1世帯50万円まで (対象工事) 個人住宅の増改築、バリアフリー化、屋根のふき替え、外壁の張り替え、塗装、部屋の模様替え、ふすま・ドアの取り換え、畳の張り替え、風呂・台所・トイレ等の水回り、下水(水洗)工事、住宅用太陽光発電工事など 【※注】外構(塀など)は対象外
発売日時 および 場所	7月11日(土) 9時から14時まで 中央公民館ロビー 7月12日(日)は、販売しません。 7月13日(月)から 完売まで 9時から16時まで 小竹町商工会館 (※土日、祝日を除く)
使用期間	平成27年7月11日(土)から平成27年12月31日(木)まで
【問い合わせ】小竹町商工会 ☎2・0315	

【内容】賃金未払い、解雇、職場のパワハラなど働く上での悩みについて個別相談ブースでの面談相談
●相談無料・予約不要・秘密厳守
【申し込み・問い合わせ】福岡県筑豊労働者支援事務所 ☎0948・22・1149

女性のための 無料法律相談会

【日時】6月27日(土)・28日(日) 10時から17時まで

【内容】離婚、DV、養育費、生活保護、借金、金銭トラブル、悪質商法等
相談電話番号
☎092・724・9505

★面談相談も同時開催!(要予約)

【会場】福岡市内

【予約電話番号】

☎092・406・8670

【予約受付】平日9時から17時30分まで

【予約締切】6月19日(金)まで

【問い合わせ】司法書士・原田さん ☎092・406・8670

毎週木曜日は
窓口業務を午後7時まで
延長しています

- ▷祝日は除きます
- ▷業務内容によっては、当日処理ができない場合があります



のおがた警察署 街頭犯罪だより

■管内街頭犯罪発生状況

	4月中 件数	平成27年累計 件数	前年比
車上ねらい	10件	50件	+6件
自転車盗	7件	42件	+2件
空き巣	8件	19件	-1件

直方警察署 ☎0949-22-0110

電話で「お金を要求」は ニセ電話詐欺!

●ストップ!ニセ電話詐欺!
電話で「お金」はすぐ相談!



募集

平成27年度
福岡県下水道排水設備
工事責任技術者試験

【試験日】11月1日(日)

【用紙配布および受付期間】6月29
日(月)から7月10日(金)まで

【試験会場】(飯塚会場)福岡県立飯
塚研究開発センター

【申し込み・問い合わせ】上下水道
課下水道事務係 ☎2・1945

「ふくおか生きもの見つ
け隊」隊員募集!

「ふくおか生きもの見つ
け隊」は、生きもののふしぎやおもしろ
さを発見して、隊員みんなで県
内の生きものの情報を集める仲間
たちです。あなたも隊員になって、
身近な自然や里山でいろいろな生
きものの暮らしぶりを観察して、
情報を発信してみませんか?

【申し込み】①氏名②年齢③住所④
電話番号⑤FAX番号⑥メールア
ドレス⑦この調査を知ったきつ
かけを書いて、電子メール(shizen@
pref.fukuoka.lg.jp)またはFAX
(☎092・643・3357)を
送ってください。

【問い合わせ】県環境部自然環境課
☎092・643・3367

お知らせ

どじょうすくい踊り教室
のご案内

【稽古日】毎月第1土曜日19時から
21時まで

【種目】どじょうすくい踊り

【会場】芦北区公民館

【会費】無料

【講師】安来節保存会山口支部福岡
教室準師範佐野久人氏

労働保険年度更新を
お願いします

【手続期間】6月1日(月)から7月
10日(金)まで

※事業主の皆様には、この期間中に
労働保険料等の申告と納付の手続
を行っていただくようお願いし
ます。

【手続窓口】最寄りの銀行・郵便局
等の金融機関の窓口、労働基準監
督署または福岡労働局総務部労働
保険徴収課

※電子申請・郵送も可

※平成27年度から、労災保険料率
および労務比率が変わります。

【問い合わせ】県下各労働基準監督
署または福岡労働局総務部労働保
険徴収課 ☎092・434・983
3(9834)、厚生労働省HP
http://www.mhlw.go.jp/

不妊に悩むご夫婦を
助成します

不妊に悩むご夫婦に対する、不
妊治療費の助成を行っています。

【対象治療】体外受精または顕微授
精(指定医療機関において受けた
治療)

【対象者】県内(北九州市・福岡市・
久留米市を除く)にお住まいのご
夫婦

※所得制限有り

※治療の終了した日の属する年度
内に申請してください。

【問い合わせ】嘉穂・鞍手保健福祉
環境事務所健康増進課健康増進係
☎0948・29・0277

ちくほつ共学会「虫の家」
講演会のお知らせ

療養所で出会った固有名のその
人の肉声を、自分が聞きたいよう
に加工してではなく、お一人お一
人の揺れ動く想いのほとりにた
ずんで、聴き続ける高木智子さん
に来ていただきます。どうぞ、あな
たのご隣人も誘い合わせてご聴講

ください。(無料)

【日時】6月21日(日)14時から16時
まで

【場所】虫の家(御徳167の30)

【演題】「隔離の記憶」の先に、共
感ジャーナリズムから考える」

【講師】朝日新聞大阪本社編集委員
高木智子さん

【問い合わせ】NPO法人ちくほつ
共学会虫の家 ☎2・6003



愛のとしび

小竹町社会福祉協議会へ

■香典返し

故 武谷 聖晴 様(御徳一区)
遺族 武谷 博子 様

故 西本カヲル 様(新多区)
遺族 西本 隆 様

故 竹内 一恵様(御徳一区)
遺族 竹内 幸子 様

故 猪俣 常男 様(本町区)
遺族 猪俣 民子 様

故 國廣奈津子 様(新多区)
遺族 國廣 政文 様

交通a traffic accident

交通事故の発生件数
4月末現在・()は前年同月比

	2月中	2月末累計
発生件数	3件(+1)	11件(+1)
死者数	0人(±0)	0人(±0)
傷者数	3人(+1)	12人(+1)

ごみgarbage of refuse-derived fuel

163,550 kg (前月比 - 4,050 kg)

ごみの減量と資源回収にご協力お願いします

資源回収事業として、紙類・衣類は資源回収団体
の皆さんが役場前で回収(月1回)しています。

▶回収日 6月21日(日)9時から12時まで

人population

人の動き 4月末現在

■人	8,153人
男性	3,846人
出生	7人
転入	43人
女性	4,307人
死亡	6人
転出	29人

■世帯数 3,927世帯



平成27年度

小竹町人権講演会

●日時

平成27年 7月9日(木) 14時から
(13時30分から受付)

●場所

小竹町中央公民館 大研修室

●演題

「男ってなあに？ 女ってなあに？」

～性の多様性に気づいて暮らす～

～講師紹介～

NPO法人 LGBTの家族と友人をつなぐ会 理事

中島 みつこ氏

2007年に、我が子からのカミングアウトを受けて、初めてセクシュアル・マイノリティ^{※1}という人たちの存在を知る。

相談先がわからず困っていたときに、NHKの福祉番組で「LGBT^{※2}の家族と友人をつなぐ会」を見かけて入会。先輩の親御さんたちから「セクシュアル・マイノリティの子どもたちの悩みの元は、子どもたちが生きづらい社会を作っているセクシュアル・マジョリティ側の問題だ」と気づかされる。

かつての自分のように、セクシュアリティの正確な知識がないために、悩んだり知らないうちに当事者を傷つけてしまったりしている人たちも多いのではないかと思います。2011年に福岡地区の窓口を開設。どのように生まれた人も、自分のありのままを肯定して、安心して生きられる社会を作るために会の活動を広めている。



※1…性的少数者のこと。

※2…女性同性愛者 (Lesbian)、男性同性愛者 (Gay)、両性愛者 (Bisexual)、心と体の性の不一致な人 (Transgender) の頭文字をとった総称。

●主催…小竹町・小竹町教育委員会 ●問い合わせ…小竹町役場総務課人権係 ☎09496・2・1212

— メール配信を登録すれば、注意報・警報があなたの携帯電話に自動で送られてくる！！ —
防災メール「まもるくん」 <http://www.bousaimobile.pref.fukuoka.lg.jp/>